

表11 1年間最も力を注いだこと

最も力を注いだこと	その理由	結果に対する評価
教育内容の整備	教育実習	今まで模擬で終わっていたこともあったので、教育は実践の考え方、講義と実習指導を実施
	看護論演習	看護観を育てるため
	看護研究	専門学校でも研究は大事
	改正カリキュラムの内容	災害看護や倫理、統合分野の内容を入れた
	演習における講師間での統一	演習が多く、共通認識していないことがあった
学習環境の整備	教室の確保	学習環境を整えることが役割
	視聴覚教材の購入	良いものをみて今後の教育活動に活かしてほしい
人的資源の確保	演習アドバイザーの確保	自己の経験からアドバイザーにより学習効果が高まった経験をもっていた
	相談相手の確保	
受講生の健康管理	精神的サポート	毎年、心を病む人がいるという情報を得ていたため
学ぶためのスキルの獲得	論文の読み方	実際に担当し論文が読めない、書けないという事実を発見した
	ワード・エクセルの基本操作	基礎的にパソコンの使用ができない
	グループワークの参加の仕方	グループワークに参加する準備ができない
	成人学習についての指導	昨年の状態をみて、「教えてもらっていないのに質問された」など受講生から言われたので
質の高い受講生の確保	看護教員養成に対するPR活動	定員割れした 応募者増だが、厚生労働省看護研修研究センターが募集しないので、県内より県外が多く集まり結果が見えない

表 12 実施要領に追加したい事項

項目	実施要領に追加したい事項の記述内容（まゝ）
修了認定・単位修得基準	<ul style="list-style-type: none"> 評価基準＝修了認定 欠席及び単位取得規準として目安になるものがあると良い。現在は委託先の大学の規準を参考にしている。 時間数以外の評価 単位未履修に関する補講について明確にする 修了認定に関する具体的判定項目を明確にする
専任の担当者の数を複数配置	<ul style="list-style-type: none"> 専任の担当教員は複数名配置することがぞましい
受講者の条件	<ul style="list-style-type: none"> 受講条件（レディネスの幅の改善）
講習会実施要件	<ul style="list-style-type: none"> 定員数や時間数、場所、受講料
教育内容の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 授業内容の改善「看護論」および「看護論演習」の必要性の検討・各講師の理解が得にくい
健康診断書に関する内容	<ul style="list-style-type: none"> 教育実習時、施設より健康診断書などの提示を求められる場合があるので健康に関する書類

表 13 講習会実施要領の改善が必要と考える理由

n=12

主な内容	記述内容（まゝ）
看護基礎教育カリキュラムの改正に合っていない	<ul style="list-style-type: none"> 新カリキュラムに対応する必要がある。 基礎教育のカリキュラムが改正されているなか、教員養成の教育内容もそれに伴って見直し改善する必要がある。 看護師養成所の運営に関する指導要領の変更（カリキュラム）に対応した内容とした方がよい。 看護基礎教育のカリキュラム改正もあり、そのことを踏まえてどのように教員養成を行って行くかは重要な事であり、カリキュラムに明示されていく必要があると思う。
教育目標、教育内容を到達するための時間数が不足	<ul style="list-style-type: none"> 過密であり、討議時間の余裕がない 教育課程演習が60時間では、内容の到達が難しい。 演習時間の不足
教育内容が講師にわかるものにする必要あり	<ul style="list-style-type: none"> 大学の教員に依頼することが望ましいとなると「看護論」の必要性への理解が得にくい。
受講生の学習力に合わない教育内容、方法である	<ul style="list-style-type: none"> 専門知識だけでなく、基礎的学力の不足や基礎的な知識不足により、適切な文章を書けない人が増えている。 「論文の書き方」の講義では対応できないので、個別指導で補っている。これを補充する教育内容について検討していただきたい。 受講条件が幅広いため、レディネスの差が大きく、講師の確保が困難。 実習指導者講習会が受講対象の必須要件でないため、指導案作成できず。今後は講義、演習を別に設定した。 グループワークができない等、受講生のレディネスも様々である。
どこまでを求めてるかわからないため、適切かどうか判断しにくい	<ul style="list-style-type: none"> 講習会終了時に期待される教員としての資質を明確にしないと、適切かどうかは答えられないが、基礎を見につけ、修了後に継続学習、自己研鑽につとめることを前提とするならば適切である
解釈が講習会による差が生じる恐れがある	<ul style="list-style-type: none"> 大枠では現行のカリキュラムのなかでできるのでないはいかという考え方もできるが、そうなると各地方の講習会実施期間に任せ形になり、講習会内容にバラツキが見られる。
科目におかれている理由がわからない	<ul style="list-style-type: none"> 「在宅看護論演習」が独立してあることに違和感を持っている。

看護教員の養成とキャリアアップに必要な教育システムの再構築

研究分担者 永山 くに子（富山大学大学院医学薬学研究部）

研究協力者 稲垣 富士子（富山県立総合衛生学院）

谷村 秀子（高岡医師会看護専門学校）

神田 敬子（富山県立いづみ高等学校）

松井 弘美（富山大学大学院医学薬学研究部）

齊藤 佳余子（富山大学大学院医学薬学研究部）

研究要旨

本研究は看護教員の養成とキャリアアップに必要な教育システムの再構築に関する全国の看護教員を対象とした実態調査である。調査協力校は大学 55 校、短期大学 10 校、3 年課程 298 校、2 年課程 91 校、2 年通信制 6 校、5 年一貫校 31 校、高等学校衛生看護科 12 校、准看護師養成所 124 校、総教員数は合計 6873 名であった。今回の主な調査内容は看護教員資格に関する事項、専任教員数、教員一人当たりの学生数、専任教員の経験年数、離職数とその理由、および看護教員に求められる資質や能力に関する事由記載、看護教員と臨床現場との交流、そしてキャリアアップの現状についてであった。その結果、教員資格についてはおおよそ文部科学省ならびに看護師養成に関する指導要領に示される要件をみたしていることは判明した。専任教員の経験では 5 年目が全体のほぼ 50% をしめ 5~9 年目は減少傾向にあり、10 年以上では教育課程において若干の差はみられた。資質や能力では看護教育力、看護実践能力、マネジメント能力、コミュニケーション能力さらに感性となっていた。キャリアと継続性の関連では若干、離職との関連から課題が明らかとなつた。

研究方法

1. 研究デザイン：実態調査

2. 調査協力校の選定

調査目的の趣旨からして、全国の看護教育機関1,127校（大学、短期大学、3年課程（全日制・定時制）、2年課程、2年通信制、5年一貫校、准看護師養成所、高等学校衛生看護科について可能な限り悉皆調査に近い調査をめざし調査協力をお願ひすることとした。

なお、調査協力校の選定は守秘義務ならびに匿名化を考慮し、ブログならびに協力校のホームページを参照とし、序列化を試みた。さらに大学は平成21年4月に完成年度を迎えていない大学については、今回は除外対象とした。

3. データ収集方法

1) 調査期間：平成21年7月～9月

2) 調査内容：調査の主旨を明記した依頼文、ならびに研究者の主旨を掲載した文章とともに、添付資料2に示す内容について、郵送による無記名質問紙調査法で行い、郵送法による回答をもって返信された回答用紙を素データとした。

4. 分析：記述統計、記述内容の質的分析

5. 倫理的配慮：今回の調査はほぼ悉皆調査に近い形が望ましいことから可能な限り、あらゆる資料から協力校を検索した。なお、依頼文中に返信をもって本研究に同意されたものとすることを明記した。

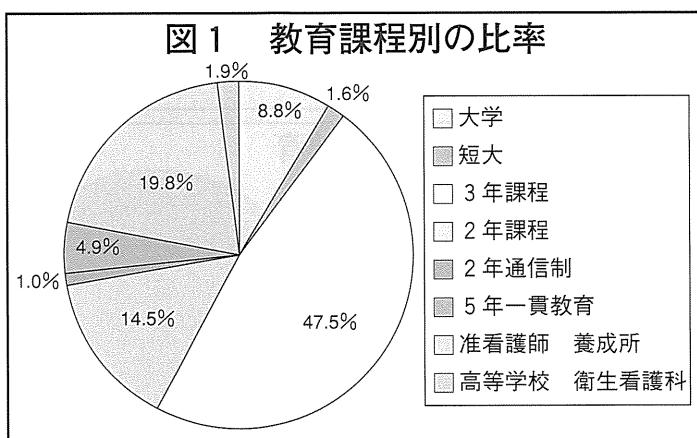
結果および考察

1. 回収率

今回、調査協力校の選定は守秘義務ならびに匿名化を考慮し、ブログならびに協力校のホームページを参考に総数1,127施設に郵送した。郵送後、閉校や転居先不明の73校を除外し、実質的に配布数を1,054校とし算定した。1,054校の内、640校から回答が返信された。したがって回収率は60.7%となった。回収された640校の内、有効回答したものは627校（有効回答率98.0%）であった。

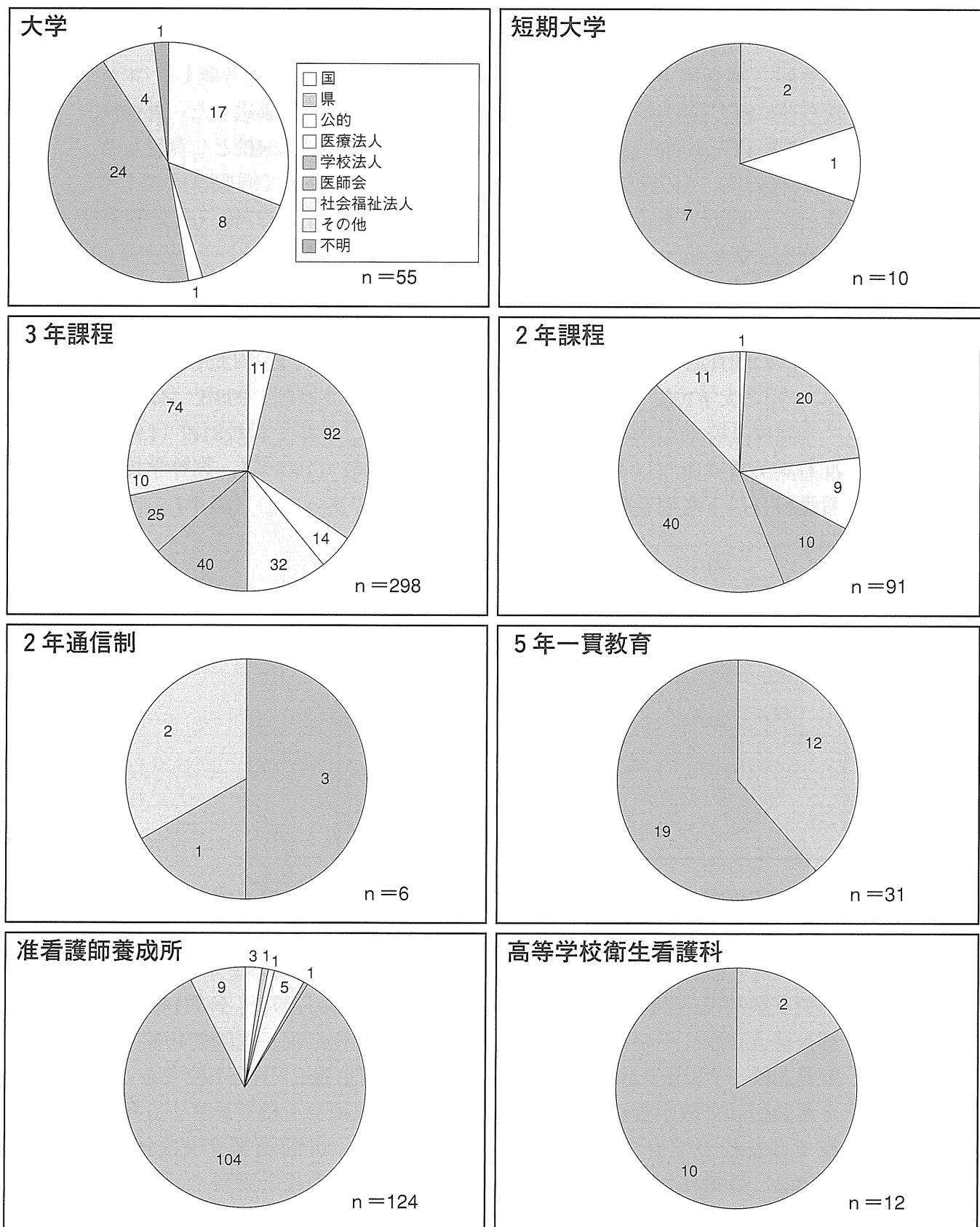
2. 本調査協力校の属性

今回の調査協力校627校の教育課程別における実数と比率は大学55校（8.8%）、短期大学10校（1.6%）、3年課程（全日制・定時制）298校（47.5%）、2年課程91校（14.5%）、2年通信制6校（1.0%）、5年一貫校31校（4.9%）、准看護師養成所（以下准看護師養成とす）124校（19.8%）、高等学校衛生看護科（以下衛生看護科とす）12校（1.9%）であった。（図1）



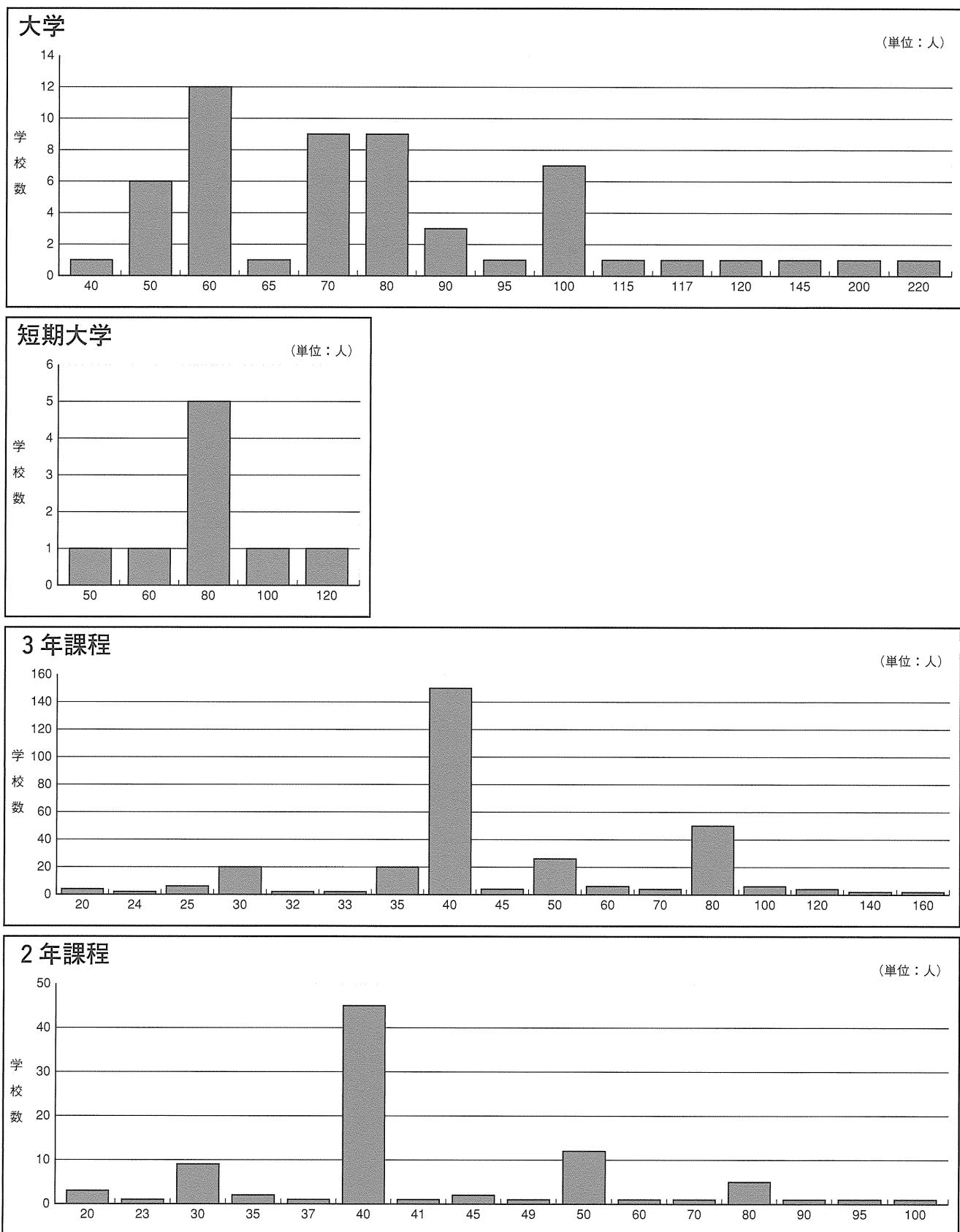
設置主体別にみてみると、大学55校では学校法人24校、国立17校、県立8校、医療法人4校、公的1校、不明1校であった。短期大学10校では学校法人7校、県立2校、公的1校であった。3年課程298校では国立11校、都道府県92校、学校法人40校、医療法人32校、医師会25校、公的14校、社会福祉法人10校、その他が74校であった。2年課程91校、医師会40校、都道府県20校、学校法人10校、医療法人9校、その他11校、国立1校であった。2年通信制では学校法人3校、その他2校、医師会1校であり、5年一貫校では19校が学校法人、12校は県立であった。准看護師養成は104校が医師会、医療法人5校、その他9校などであり、衛生看護科では、10校は学校法人、2校は県立であった。（図2）

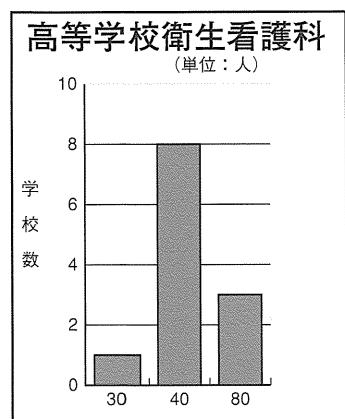
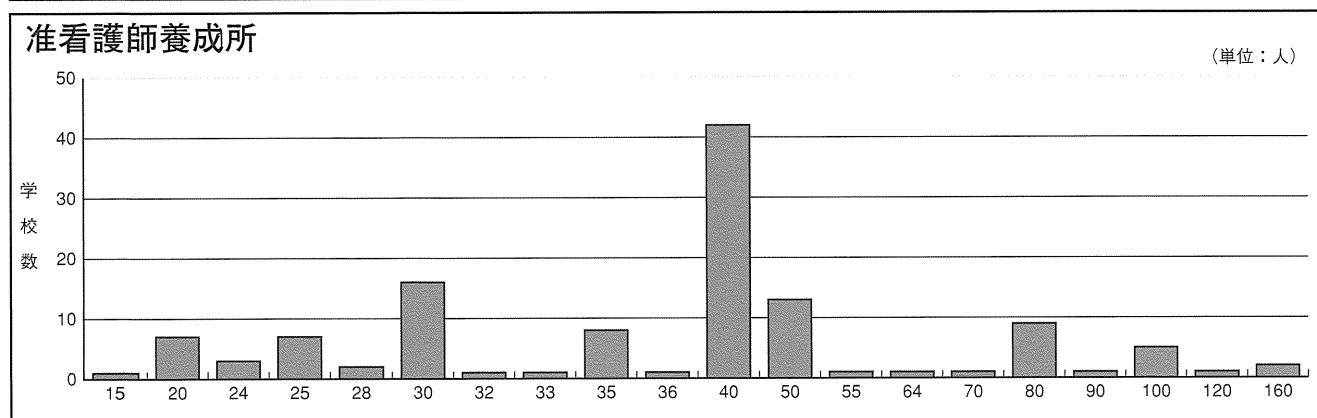
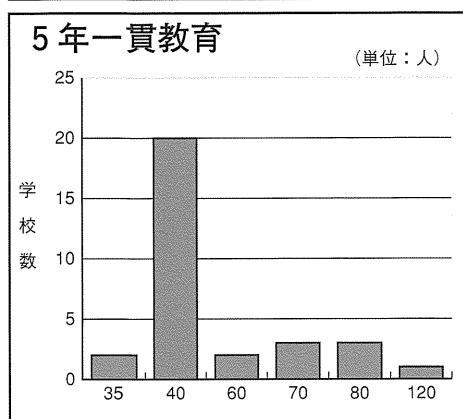
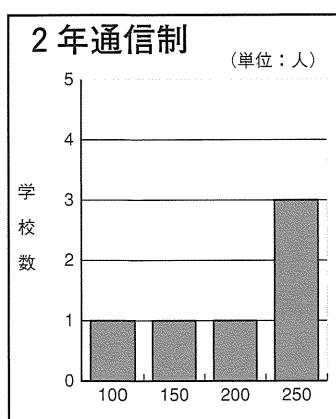
図2 設置主体別協力校数



1学年定員数をみてみると、大学では60名が12校、70～80名が18校、100名7校、50名6校、90名3校、40～220名各1校、計9校であった。短期大学では80名5校、100名2校、3校は50名、60名、120名であった。次に3年課程の定員数は40名148校、80名48校、50名26校、30名21校、35名20校であり、100名以上が12校などであった。2年課程では40名46校、50名12校、30名9校、80名が6校となっており、20名が3校、90～100名3校みられた。2年通信制ではおおむね100名以上であり、250名定員の学校が3校みられた。5年一貫校では30校は40名、120名1校。そして、准看護師養成では、40名が40校以上、30名16校となっているが、一方、90～160名と多いところが10数校みられ、その他は図のとおりであった。衛生看護科は40名8校、80名3校、30名各1校となっていた。（図3）

図3 一学年定員数



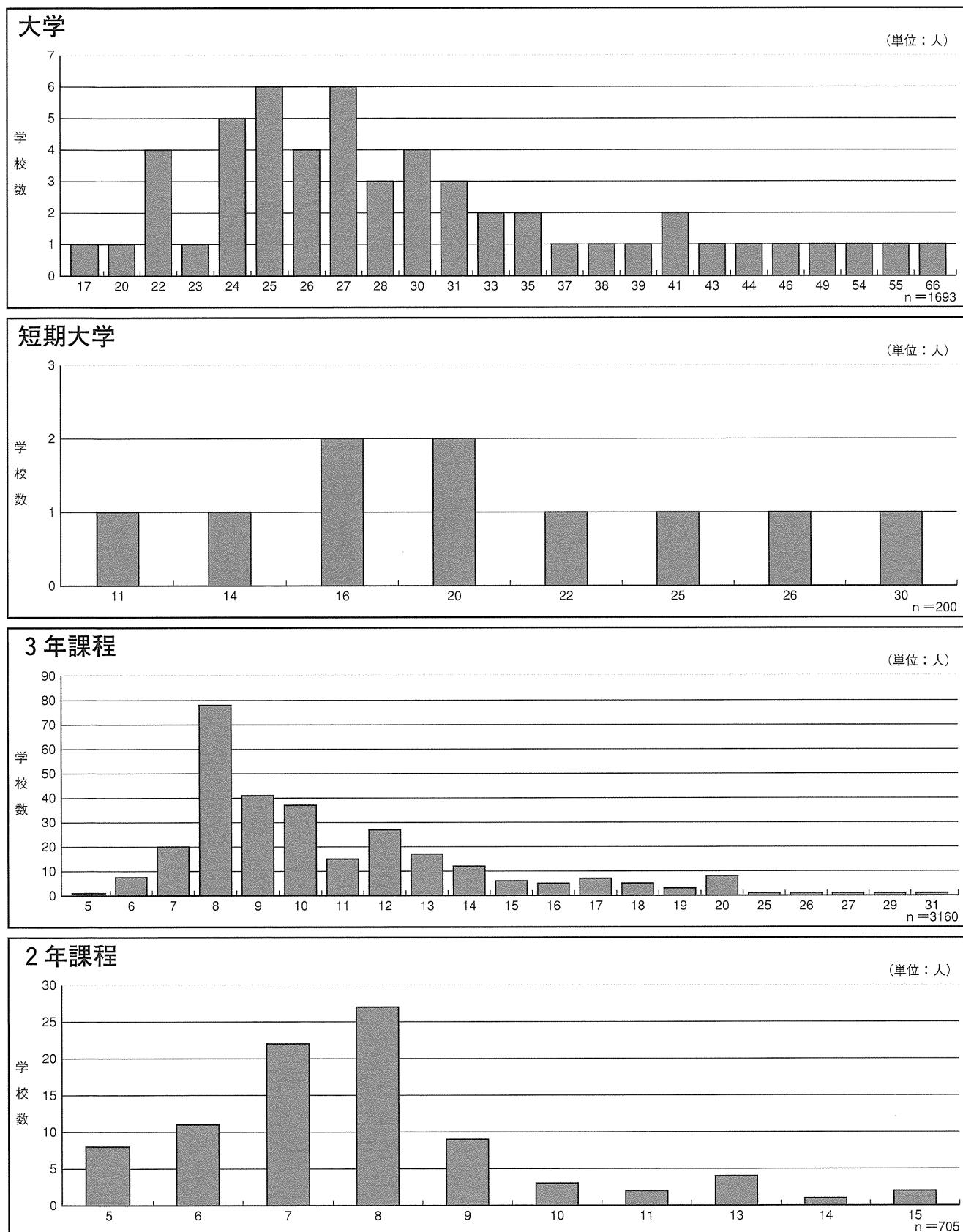


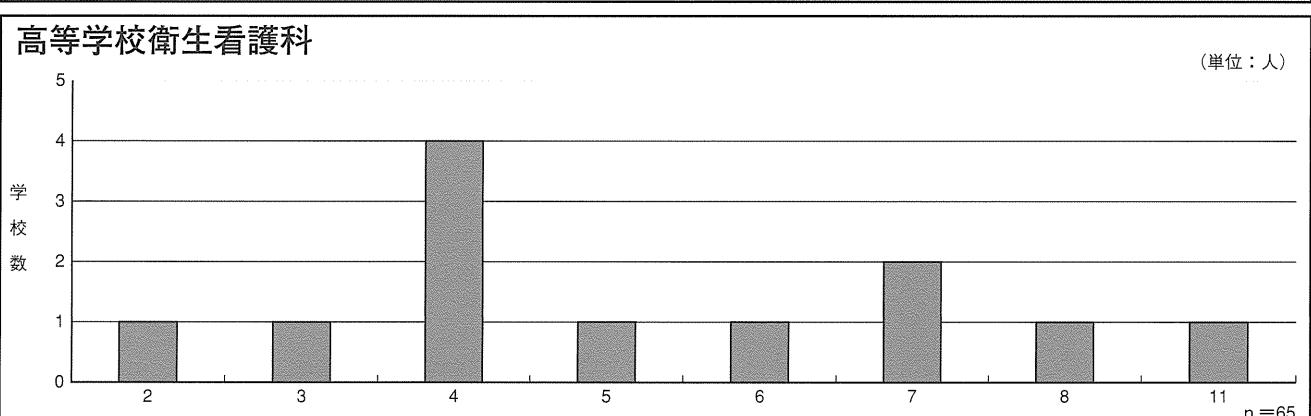
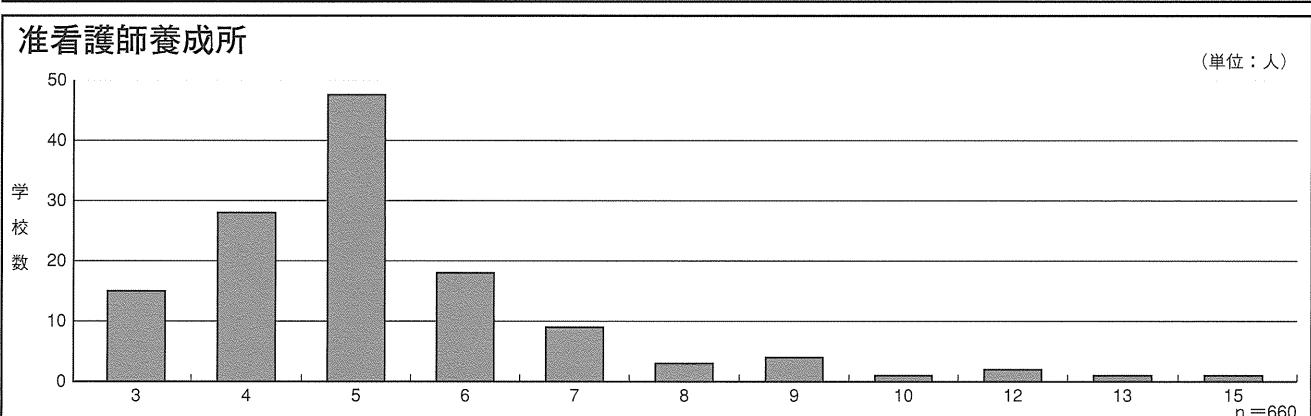
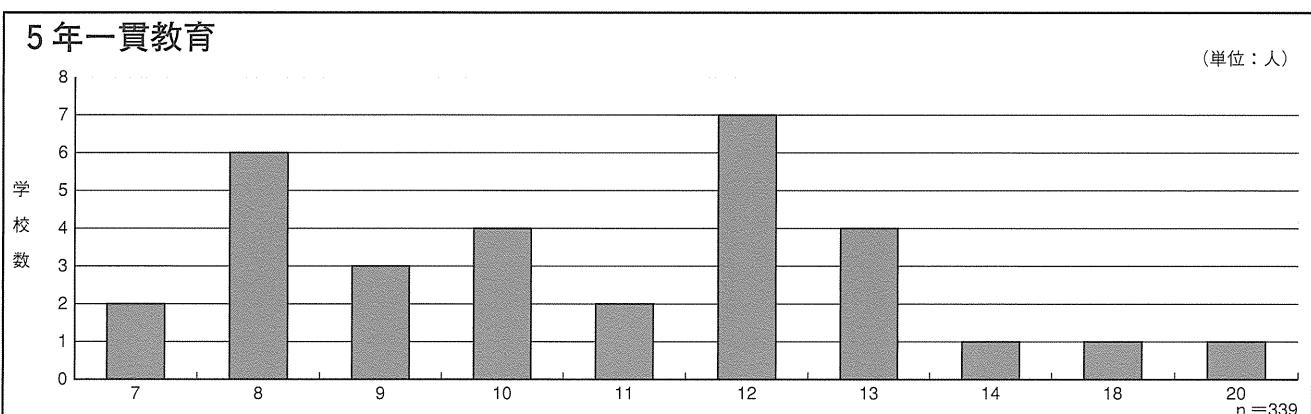
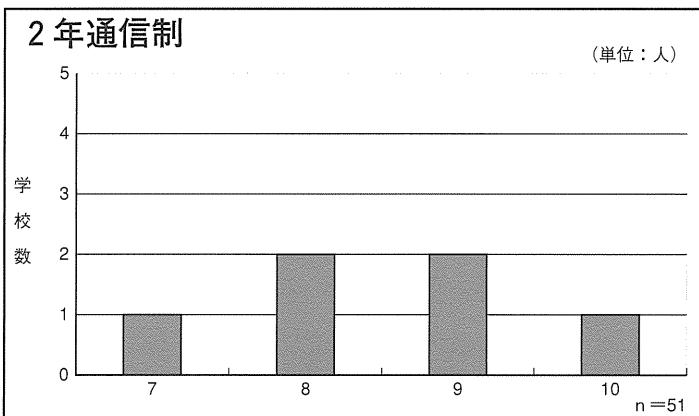
3. 本調査協力校の教育課程区分による専任教員数（最少～最多）（図4）

今回、調査協力校総数627校、専任教員数6,873名であった。これは2008年の全国調査による看護師等成機関に従事する看護職の51%に相当する。その内訳は図4に示す通り、大学55校(1,698名)、短期大学10校(200名)、3年課程298校(3,160名)、2年課程91校(705名)、2年通信制6校(51名)、5年一貫校31校(339名)、准看護師養成124校(660名)、そして衛生看護科12校(65名)であった。なお、教育課程別の専任教員数の最少から最多数をみてみると、大学では17～66名、短期大学では11～30名、3年課程は5～31名、2年課程においては5～15名、2年通信制は7～10名、5年一貫校では7～20名、准看護師養成は3～15名、そして衛生看護科においては2～11名となっていた。

以上の結果から大学ならびに短期大学では専任教員数は設置基準を満たしていた。一方、3・2年課程では十分基準を満たしているものもあれば若干基準に満たない養成機関が分かった。そして衛生看護科の回答に最少2名とした養成機関があったが、基準にみたないことが確認できた。

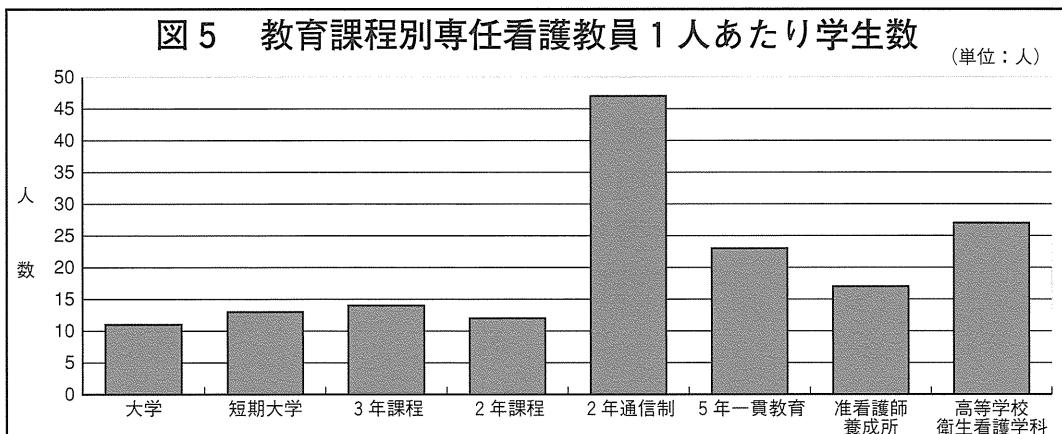
図4 専任教員数





4. 本調査協力校における教育課程別専任看護教員 1 人あたり学生数（概算）

（図 5）



本実態調査は教育課程別による専任教員 1 人あたりの学生数の状況を把握する目的で行った。ここで、今回の調査協力校の教育課程別における専任教員一人当たりの学生数について概算ではあるがみてみると、大学は 10.5 人、短期大学は 12.4 人、3 年課程では 14.0 人、2 年課程では 11.2 人、2 年通信制は 47.0 人、准看護師養成は 17.0 人、さらに高等学校を母体とする 5 年一貫校では 23.0 人、衛生看護科は 27.2 人となっていた。ただし、高等学校の場合、特に 5 年一貫校においては教員組織によってその算定方法ならびに結果数が異なると考えられる。

ここで、大学設置基準における学生の定員や看護師養成所の運営に関する指導要領に示されている定員数と教員の関連をみてみると、全ての課程で基準値に準拠していることが伺えた。

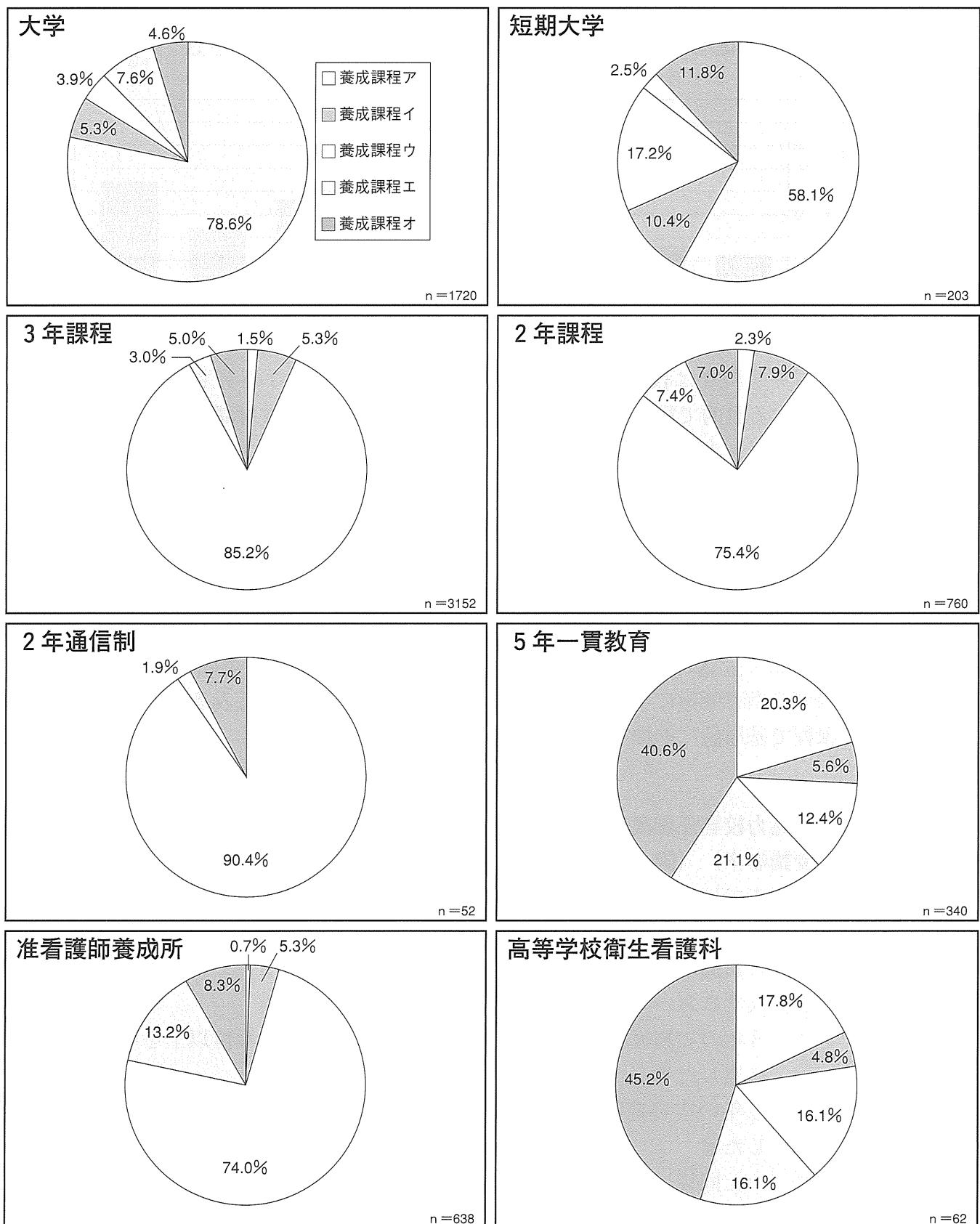
5. 本調査協力校専任看護教員資格要件をめぐる教員養成課程などの受講状況（未受講者率）（図 6）

本調査では、看護教員の養成課程の実態を調査する目的で、大学・短期大学設置基準および看護師等養成所の運営に関する指導要領に準拠し、資料 2 の質問用紙を作成した。

- ア. 大学において教員資格審査を受けた専任看護教員
- イ. 3年の実務経験プラス大学で教育に関する科目 4 単位以上を履修し卒業した者
- ウ. 5年の実務経験プラス看護教員養成講習会等の必要な研修を終了した者
- エ. ウと同等以上の学識経験を有すると認められる者
- オ. その他

と設問し、それに回答した内容は図 6 に示すとおりであった。

図6 教員資格要件をめぐる実情



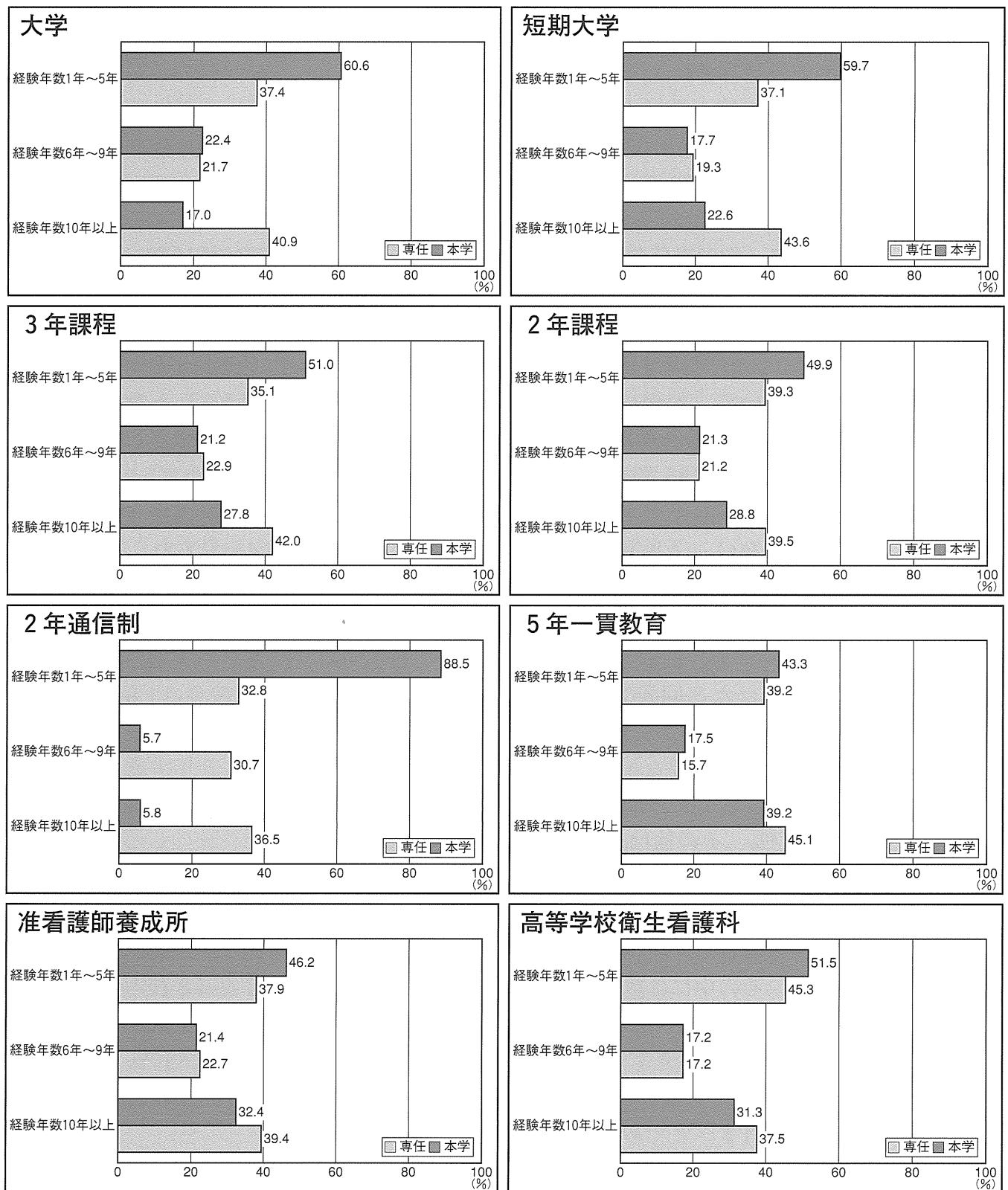
本調査の目的は専任看護教員資格要件をめぐる実態を把握することであった。しかし、本邦の看護職養成における特徴は複数の養成課程をもつことと、教育の主務監督行政機関も厚生労働省ならびに文部科学省になっていることがある。したがって、資格要件についても若干複雑であり、ここでは回答された内容で結果を説明したい。

大学、短期大学は大学および短期大学設置基準に準拠し、専任教員として資格が授受されていると考えられる。大学の場合、資格審査を受けたと回答したものが78.6%であり、あとは他の要件で専任教員となっていた。また、短期大学においても同様に資格審査を受けたと回答したものは58.1%であり、他の専任教員は他の要件で教員となっている可能性は高い。

一方、3年課程では看護師養成所の専任教員になることができる者について、看護師等養成所の運営に関する指導要領の第4教員に関する事項に準拠し、その要件を決定している。その一つ、専門領域に3年以上従事し、大学において、教育に関する科目を履修し、卒業したと回答した教員は5.3%、実務経験5年以上従事し専任教員として必要な研修を修了したと回答した教員は85.2%、実務経験5年のみで専任教員となった者3.0%、その他と回答した者が5.0%であった。その他は未受講者か無資格者かは判断できない。2年課程でもほぼ3年課程と同様な傾向が見られ、3年実務経験プラス大学での履修と回答した者は7.9%、5年実務経験後に研修を受講したと回答した者は75.4%と多く、実務経験5年と回答した者が7.4%、その他は7.0%であった。2年通信制の状況は5年実務経験後研修を受けたと回答した者は90.4%と多く、5年実務経験者は1.9%、その他と回答した者は7.7%であった。准看護師養成においては3年実務経験後大学で必要な単位を履修したと回答した者が3.8%、5年実務経験後研修を受講したと回答した者は74.0%、5年の実務経験のみと回答した者は13.2%、その他は8.3%であった。

なお、5年一貫校ならびに衛生看護科はいずれも高等学校ということからか、大学においてその資格を得ていると回答したものはいづれも20%前後にみられた。次にその他と回答したものが双方とも40%を超えていることは、その中には教員養成課程の大学修了者、もしくは養護教員取得に必要な保健師課程や専攻科修了者などが含まれていると考えられた。ただ、中には実務経験が3～5年で研修を修了したと回答した者が20%前後みられたこと、さらに実務経験が5年と回答した者が16～20%みられたことも注目すべきである。

6. 本調査協力校教育課程別専任看護教員の経験年数と本学における専任教員経験の比率（図7）



この調査からは専任教員の経験年数の実態から離職・転職の状況や今後の養成計画や制度の基礎資料にすることを目的として実施した。以下、研究会での検討を踏まえ、区分は経験1～5年、6～9年、そして10年以上に3区分し、その比率から検討を試みた。

大学ではこれまでの教員経験10年以上と回答した者は40.9%、1～5年は37.4%、6～9年は21.7%であった。本学における経験年数の回答では10年以上では17%、1～5年60.6%、6～9年22.4%であった。短期大学ではこれまでの経験年数の回答で10年以上の者は43.6%、1～5年は37.1%、6～9年では19.3%であった。本学の経験年数では10年以上は22.6%、1～5年は59.7%、6～9年は17.7%であった。

3年課程ならびに2年課程では、まず、3年課程はこれまでの経験年数において10年以上と回答した者は42.0%、1～5年35.1%、6～9年では22.9%であった。本学における経験年数の比率では10年以上が27.8%、1～5年が51.0%、6～9年では21.2%。一方、2年課程ではこれまでの経験年数において、10年以上と回答した者は39.5%、1～5年は39.3%、6～9年では21.2%、本学における経験年数は10年以上では28.8%、1～5年が49.9%、6～9年では21.3%となっていた。

2年通信制の内容をみてみると、教員経験年数は10年以上の者は36.5%、1～5年は32.8%、6～9年は30.7%となっており、本学における経験年数の回答では10年以上はわずか5.8%であり、1～5年と回答した者は88.5%を占め、6～9年は5.7%に過ぎなかった。

次に5年一貫校の実情をみてみると、これまでの経験年数は10年以上と回答した者は45.1%、1～5年は39.2%、6～9年では15.7%であった。本学における経験年数では10年以上が39.2%、1～5年においては43.3%、6～9年は17.5%であった。同様に高等学校衛生看護科では教員経験年数が10年を超える者は37.5%、1～5年では45.3%、6～9年は17.2%。本学では10年以上経験するものが31.3%、1～5年は51.5%、6～9年が17.2%となっていた。

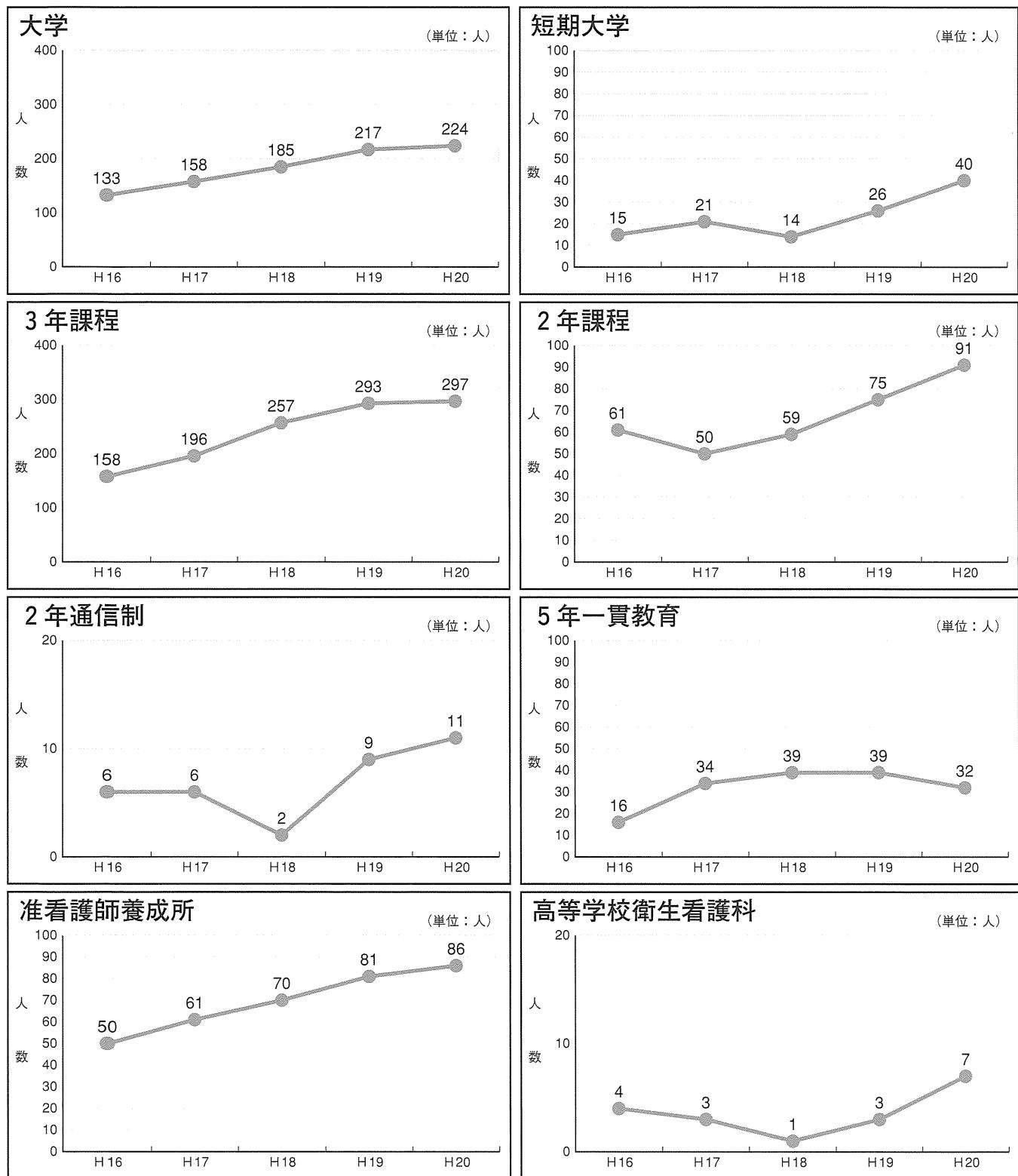
最後に准看護師養成をみてみると、これまでの教員経験が10年を超える者は39.4%、1～5年は37.9%、6～9年は22.7%となっていた。そして本学における教育経験年数では、10年以上と回答した者は32.4%、1～5年は46.2%、6～9年では21.4%となっていた。

以上の結果から大学・短期大学では経験豊かな教員の比率が低く、5年未満の経験者が現行の教育を担う傾向がみられた。3年課程・2年課程については経験豊かな教員の3割が現任を継続し、1～5年が過半数を占め、これからベテランになるであろう6～9年の人材が2割に減少している

ことが確認できた。2年通信制では極端に1～5年経験者が全体の約9割を占め、年数が増すごとに教員が減少傾向にあることが明らかとなった。高等学校においては経験豊かな教員が約3割、1～5年が約5割となっており、ここでもこれからベテランの域に入ろうとする人材が減少傾向にあることが判明した。そして、准看護師養成では比較的経験年数的にはバランスがとれているが、6～9年の経験を有する教員が少ない傾向にあることが明らかとなった。

7. 本調査協力校における教育課程別離職者総数・平均の推移(平成16~20年)
(図8)

図8 離職者総数の推移



これまで、わが国では看護教員養成を目的とした様々な研修を実施し、教員の質の維持、向上に努めてきた。しかしながら、その需要にこたえるまもなく、教育現場を離れる看護教員の存在がある。そこで、平成16～20年に離職した教育課程別離職者総数の推移の実態を調査してみることとした。その結果、教育課程区分内では若干の差はあるものの、いずれも増加傾向がみられた。

離職総数の推移をみると、3年課程が平成16年に158名のところ平成20年には297名と増加、大学では平成16年には133名から平成20年には224名へと増加、2年課程、短期大学においても11～40名ではあるが、増加傾向がみられた。各々母体数が異なることから、平成20年でその平均をみてみると、最多は大学の4.1名、次いで短期大学4名、3年課程・2年課程は1名であった。

8. 本調査協力校における教育課程別離職理由とその比率（平成16～20年） (図 9)